確定申告、町・県民税 (住民税) 申告の準備

毎年、確定申告会場は大変**混雑**します。 混雑緩和のため、次の書類などを用意し、 申告会場にお越しください。

①事業所得(営業・農業)があるかた

営業所得については、帳簿に基づき「収支内訳書」を作成してください。

農業所得については、「収支内訳書」を作成するか、 総務税務課 税務係窓口で配布している「月別収 入・支出状況表」に記入してください。

②不動産所得(地代・家賃)があるかた

「収支内訳書」を作成するか、収入金額と必要経費を証明する書類を用意してください。

③年金収入があるかた

日本年金機構や共済組合などから1月中旬頃に 送付される「公的年金の源泉徴収票」を用意して ください。

④生命保険の満期払戻金などの一時所得や生命保 険契約に基づく個人年金があったかた

加入生命保険会社などから送付される「支払証 明書」を用意してください。

⑤原稿料・講演料などの収入のあるかた

報酬の「支払証明書」を用意してください。

⑥平成31年1月から令和元年12月までに退職され たかたで、年末調整が済んでいないかた

退職した事業所から発行される「源泉徴収票」を用意してください。

② 2 か所以上から給与の支払いを受けているかた お勤めの各事業所から発行される「源泉徴収票」

を用意してください。

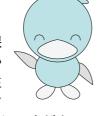
⑧勤務先から町へ給与支払報告書の提出がないかた お勤めの事業所から発行される「源泉徴収票」を 用意してください。給与から所得税が源泉徴収され ていないかたは、「給与明細書」を用意してください。

⑨生命保険料控除・地震保険料控除を申告するかた 各保険会社から送付される「保険料控除証明書

各保険会社から送付される「保険料控除証明 (払込証明書)」を用意してください。

⑩障害者控除を申告するかた

障害者手帳を用意してください。 令和元年12月末時点で、介護保 険の要介護(要支援を除く)の2か ら5の認定を受けているかたは、住 民福祉課 保険年金係窓口で交付す



る「障害者控除対象認定書」を用意してください。

①医療費控除を申告するかた

「医療費控除の明細書」を作成してください。 平成29年分の確定申告から、医療費の領収書の 添付または掲示は必要ありません。

ただし、明細書の記入内容の確認のため、確定 申告期限から5年間、税務署から領収書の掲示ま たは提出を求める場合がありますので、ご自宅で 保管してください。

- ▶健康保険制度や生命保険などからの補てん金は、 医療費から差し引きます。
- ▶インフルエンザなどの予防接種費用は、医療費控除の対象となりません。
- ▶「医療費控除の明細書」および「セルフメディケーション税制の明細書」は、町ホームページからダウンロードできます。

②セルフメディケーション税制による医療費控除 の特例の適用を受けるかた

「セルフメディケーション税制*の明細書」および一定の取組を行ったことを明らかにする次の書類を用意してください。

- ▶人間ドックやがん検診をはじめとする各種健診 (検診)の領収書または結果通知表
- ▶インフルエンザなどの予防接種の領収書

※平成31年1月から令和元年12月までに国民健康 保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料を 現金や口座振替で納付したかたに、「納付額確認 書」(ハガキ)を1月下旬に送付します。確定申告、 住民税の申告に社会保険料として所得から控除 できますのでご利用ください。

問合せ=総務税務課 税務係 276-5131

?

※セルフメディケーション税制

健康の保持増進および疾病の予防として一定の取組を行うかたが、特定一般用医薬品などの購入費用を1年間に1万2千円を超えて支払った場合に、1万2千円超える額(控除限度額8万8千円)を所得控除できます。(従来の医療費控除と選択適用となります)

税の申告

美里町申告期間は 2月17日(月)から 3月16日(月)まで (土目は除く)

所得税の確定申告、町・県民税(住民税)の申告に

「マイナンバーを確認できる書類」と「本人確認書類」が必要です。



▲ 収入がない場合でも、令和2年1月1日現在美里町に居住されているかたは、美里町申告会場で住民税の申告が必要です。

所得税の確定申告では、給与所得以外の所得が20万円以下の場合は申告不要ですが、住民税は、収入の多少に関わらず申告が必要です。

▶申告しない場合は、収入状況が不明なため、 『所得証明』などの発行ができないほか、国 民健康保険税などの軽減や国民年金の免除、 児童手当などが受けられない場合がありま すので、必ず申告をしてください。

公的年金収入だけでも申告は必要ですか?

A 公的年金 (老齢年金)を受給しているかたは、 日本年金機構や共済組合などから、公的年金支 払報告書が町へ提出されますので、収入が「公 的年金収入のみ」であれば、申告は不要です。

ただし、公的年金には、給与所得者のよう な年末調整制度がないため、生命保険料控除 や地震保険料控除、医療費控除などの所得控 除の申告をすれば、所得税および住民税の税額 が下がる場合があります。

なお、「遺族年金・障害年金のみ」を受給されているかたについては、日本年金機構や共済組合などから公的年金支払報告書が町に提出されないため、美里町申告会場で住民税の申告が必要です。

美里町申告会場で受付できない申告は?

A 次の申告は、本庄税務署でお願いします。

- ①青色申告(収支内訳書記入の相談も含む)
- ②株式などの配当に関する申告
- ③譲渡所得申告(土地や建物、株式を売ったかた)
- ④損失の申告
- ⑤先物取引に関する申告
- ⑥初めて住宅借入金等特別控除(所得税)を受けようとするかた
- ⑦雑損控除の申告
- ⑧災害減免
- ⑨亡くなられたかたの申告
- ⑩平成30年分以前の申告
- ①外国人および外国にお住まいのかたを扶養控 除対象者とする申告

申告受付会場・日時

■受付時間:午前9時~11時15分 午後1時15分~4時

■会 場:防災倉庫 会議室 (役場庁舎北側)

- ※受付の番号札を、午前は8時45分、午後は1時から配布します。
- ※受付は、原則、番号札の順番でおこないます。 (受付順の予約はおこなっていません。)
- ※指定日に都合の悪いかたは、指定日以外でも 申告を受け付けます。
- ※例年、午前の受付開始の時間帯が混み合いますので、時間をずらしてお越しください。

2 月の申告相談日と対象地区

▲ 万の中日相談日と対象地区		
	17日(月)	下児玉
	18日(火)	北十条・南十条
	19日(水)	沼上
	20日(木)	関
	21日(金)	根木・関
	25日(火)	北阿那志
	26日(水)	小茂田
	27日(木)	南阿那志・小茂田
	28日金	白石・円良田
		·

3 月の申告相談日と対象地区

2 日(月)	小栗・湯本	
3 日(火)	大仏	
4 日(水)	湯栃・野中	
5 日(木)	猪俣	
6 日(金)	甘粕	
9 日(月)	古郡	
10日(火)	広木	
11日(水)	駒衣	
12日(木)	木部・中里	
13日(金)	上記相談日に都合	
16日(月)	の悪いかた	

9 令和2年1月 広報みさと1月号 №582 **8**